

# ○西紋別地区環境衛生施設組合負担金徴収条例

〔昭和 50 年 4 月 1 日〕  
〔 条 例 第 13 号 〕

(目的)

第 1 条 西紋別地区環境衛生施設組合同規約（昭和 50 年網振興第 509 号指令。以下「組合同規約」という。）第 15 条の負担金の徴収は、この条例に定めるところによる。

(納期)

第 2 条 組合同規約第 15 条第 1 号に定める負担金は、その年度分を 6 期に分割して徴収するものとし、その納期は、次のとおりとする。

- 第 1 期 4 月 15 日
- 第 2 期 6 月 15 日
- 第 3 期 8 月 15 日
- 第 4 期 10 月 15 日
- 第 5 期 12 月 15 日
- 第 6 期 2 月 15 日

2 前項に定める以外の負担金は、その年度分を 4 月 15 日に徴収する。ただし、必要に応じ随時分割納付することを認めることができる。

3 組合長において必要と認める場合は、前 2 項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(委任)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、組合長がこれを定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。